

自衛隊中央病院仕様書		
第6 隊舎地下1 階給湯配管補修役務	仕様書番号	
	CH-KS-066	
	作成年月日	令和8年10月13日
	調達要求番号	61331AS0056
	作成部課名	総務部管理課

1 概 要

- (1) 給湯配管修理
- (2) 保温作業 1 式
- (3) 試運転、調整 1 式
- (4) 給湯配管撤去 1 式

2 役務期間

契約締結後～令和9年3月12日（金）

3 役務場所

東京都世田谷区池尻1－2－24 陸上自衛隊三宿駐屯地
#45 第6 隊舎地下1 階 機械室

4 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書による他、下記に示すもの及び関係法令等に基づき実施すること。

- ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）現行版
- イ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）現行版
- ウ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）現行版
- エ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）現行版
- オ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）現行版
- カ 電気通信設備工事共通仕様書 現行版

- (2) 作業時間

作業時間は原則として、平日の9時から17時までの間で実施すること。やむを得ず土、日、祝日及び時間外の作業が必要となる場合は、事前に監督官と協議すること。

ただし、特記事項に記載ある場合についてはこの限りではない。

契約締結後、作業予定日については速やかに監督官と調整すること。この際、時間的余裕をもった日程調整に留意すること。

- (3) 質疑等

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに監督官と協議すること。

- (4) 使用資材

本役務に必要な資材、機材、消耗品等は請負業者において用意すること。

- (5) 喫煙所の使用

駐屯地は、指定場所を除き、全域禁煙とする。詳細は監督官の指示による。

(6) 軽微な変更

作業に際して、現場の納まり状況等により軽微な変更が生じた場合には、監督官と協議の上、その指示に従うものとする。なお、この変更等に伴う請負金額の変更及び納期の変更については行わないものとする。

(7) 役務写真出

役務写真については、役務前、中、後を工程毎に努めて同じ角度からブレ等が無いように撮影する他、隠蔽となる部分及び材料搬入状況（※数量及び規格等が判別可能なもの）、廃棄物処分状況、監督官が指示する部分等の実施状況を撮影し、完了後、関係書類とともに完了検査前までに整理し監督官へ提出すること。

(8) 打合せ簿・工程監理

施工を適正且つ円滑に実施するため、請負業者は監督官と常に連絡を取り、施工方針及び条件等の疑義を正すものとし、その打合せ内容についてはその実施の都度、請負業者が打ち合わせ簿（官側指定様式）を作成し、相互に確認保存すること。

(9) 現場管理

ア 現場代理人は常駐とし、現場を離れる場合には監督官の許可を得ること。

イ 建築基準法、労働安全衛生法及びその他関係法令に基づき、常に作業の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。在来施設等の保護には十分注意を払うものとし、一切の責任を請負業者が負うものとする。

ウ 出入口、その他危険性のある場所には危険表示等の処置を行うこと。

エ 立入許可された場所以外への無断立入を禁止する。その他官側の規則に従うこと。

オ 役務の実施に際して施設へ損傷を与えた場合は、監督官へ速やかに報告を行うとともに請負業者の責任において原状回復を行うこと。

(10) 発生材の処理

本役務で撤去する金属製（鉄・銅・ステンレス等）の廃材については、発生材調書を作成及び提出するとともに、官側の指定する場所に運搬集積すること。その他は請負業者の責任において合法的に処分すること。

(11) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理については請負業者において適切に処分すること。処分の際は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを納期内に提出すること。

(12) 提出書類

ア 請負業者は契約後速やかに施工計画書を作成し、提出すること。（様式随意）

イ 官側の示す様式により、監督官の指示するものを遅滞なく作成し、提出すること。

(13) 本仕様書に記載なき事項であっても、当然実施すべき箇所については実施すること。

5 施工

(1) 技能資格者等

作業の実施において、法令又は製造業者等の品質保証上、有資格者又は技能者による施工が義務付けられている作業については、有資格者により作業を行うとともに、資格者等の写しを提出すること。

(2) 完成検査

全ての作業が完了した後、監督官へ完了届を提出し、検査官の完成検査を受けること。完成検査については、完成物件の確認及び関係書類の確認を実施する。

6 特記事項

- (1) 本役務は、契約が決まり次第速やかに実施すること。
- (2) 部品交換後、試運転を行い異常がない事を確認すること。
- (3) 本役務は使用者に影響の無いように行うこと。作業は設備使用時間外に行うこと。細部は監督官との調整による。

7 交換部品

品 名	部品規格等	数量	備 考
バタフライ弁（巴バルブ）	700ZH-2F 65A	3 個	
ボルト、ナット	M16×110L	1 2 組	
ゲートバルブ	10K-20A LNH KITZ	1 個	
ボルト、ナット	M16×70L	4 組	
温度計	T320-2-4-1 ネステック	1 個	
HT フランジ	65A	2 枚	
HT チーズ	65A	1 個	
HT エルボ	65A	1 個	
HT 異径チーズ	65A×16A	1 個	
HT 異径ソケット	65A×20A	1 個	
HT バルブソケット	20A（金属オスねじ）	2 個	
HT バルブソケット	16A（金属メスねじ）	1 個	
HT パイプ	20A	1 本	
HT パイプ	65A	1 本	
全面パッキン	65A	1 枚	

8 その他

- (1) 作業終了後、設備の稼働状態に異常が無いことを確認すること。
- (2) 本役務内で騒音を伴う作業が発生する際には事前に監督官と協議を行い、日程調整すること。
- (3) 作業終了後、清掃を実施すること。
- (4) 本役務で使用する資材は仮設以外、全て新品とする。
- (5) 発生材の重量は、請負業者において計測し、記録すること。
- (6) 役務期間中院内ではマスクを着用すること。
- (7) 請負業者は駐屯地内滞在中、役務件名、業者名等を明記したもの（腕章・名札等）を常に着用すること。腕章・名札等は請負業者において用意すること。
- (8) 本役務内で施工した補償期間は役務完了検査後 1 年とする。
- (9) 設備の停止が必要となる際は、事前に監督官と協議し日程を調整すること。
- (10) 本役務内で火気を使用する場合は、事前に火気使用申請（官側指定様式）を提出すること。
- (11) 役務範囲外について損傷した場合は、監督官へ速やかに報告し請負業者の責任において現状復旧すること。
- (12) 高所作業の際は安全対策を十分に行い、作業に従事すること。
- (13) 本役務で使用する資材は、全て出荷証明書を併せて提出すること。

- (14) 契約 1 週間以内に監督官に連絡し、工程表を作成し提出（契約後 2 週間以内）し、工程表を提出後に作業可否等の調整を行う。